

## 企画競争実施に関する公示

平成 22 年 8 月 9 日

国土交通省国土交通政策研究所長 服部敏也

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

(1) 業務名：都市の防犯性の向上に関する調査業務

(2) 業務内容

今後我が国では、急激な人口減少や少子高齢化の進展によって、高度成長期に膨張した都市圏が縮退に向かうことが予期される。その際には、縮退する都市圏の周縁部の住宅地において空洞化が起き、地域の荒廃が起きることが懸念される。その荒廃の一表象として、犯罪不安感が増大することが考えられる。

本業務では、既往の調査結果のデータを活用して、首都圏の大規模住宅団地における住民の犯罪不安感と地区特性（地区の人口年齢構成、地区の住宅地の特性、地区の商業地の特性、地区の空き家・空き室に関するデータ等）の相関関係の分析を行う。また、当該地域の地区特性の将来推計を行う。地区特性の将来推計結果と犯罪不安感と地区特性の相関関係を用いて、当該地域の住民の犯罪不安感の将来動向を検討する。

また、国内の都市圏郊外の住宅団地の空洞化及び住民の犯罪不安感の現状を把握するとともに、海外の荒廃地区の再生事例等を調査することにより、少子高齢化、空き家・空き室の増加による郊外住宅団地の住民の犯罪不安感の増大への対応策を検討する。

(3) 履行期限：平成 23 年 2 月 28 日（月）を予定

### 2. 企画競争参加資格要件

本業務への参加は次の要件を満たしていることが必要である。

(1) 競争参加資格

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② 平成 22・23・24 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（但し、地方自治体を除く）

③ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。

④ 情報セキュリティを確保するための十分な体制を整備していること。

(2) 技術者要件

① 本業務への配置を予定する技術者（以下「配置予定技術者」という。）として、少なくとも 3 名登録すること。

② 配置予定技術者の中から、本業務を管理・監督する「管理技術者」を 1 名置く

ものとする。

### 3. 特定手続きの概要

#### (1) 手続きの流れ

- ①上記の参加要件を満たす者は、本業務の企画及び実施に関する書類（以下「企画提案書」という）を提出する。
- ②提出された企画提案書の審査を行い、1者を特定する。

#### (2) 企画提案書の評価項目

- ①配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、統計調査能力及び海外調査能力）
- ②企画提案（特定テーマ、業務実施体制）

### 4. 特定手続きに係る諸事項

#### (1) 担当者

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館15階  
国土交通省国土交通政策研究所 貴田勝太郎（きだしょうたろう）  
TEL：03-5253-8111（内線53-823）  
FAX：03-5253-1678  
E-mail：kida-s85ab@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間及び交付方法

本業務に係る概要、手続き及び評価基準等について示した説明書について、以下のとおり交付する。

- ・交付期間：平成22年8月9日（水）から平成22年9月3日（金）18時まで
- ・交付方法：電子メール、郵送又は上記（1）において手交する。

#### (3) 説明会の開催日時及び開催場所

- ・開催日時：平成22年8月18日（水）13：00～14：00
- ・開催場所：東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎第2号館共用会議室3A  
説明会への出席は任意とする。

※出席希望者は、8月17日（火）17時までに担当者に連絡すること。

#### (4) 企画提案書の提出期限及び提出方法

- ・提出期限：平成22年9月6日（月）12時まで
- ・提出方法：上記（1）に持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

#### (5) 企画提案に関するヒアリング

評価の参考とするため、9月7日（火）に企画提案書の提出者からヒアリングを行う。詳細な時間、場所などは別途連絡する。

### 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は4.（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

- (5) 提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、特定後においても提案書の記載内容の変更は原則として認めない。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 契約保証金は免除する。
- (8) 契約書は作成する。
- (9) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (10) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (11) その他の詳細は説明書による。